

ちはら台地区自治会連合会個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報 が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、ちはら台地区自治会連合会（以下本会と称する）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料として評議員などに提示し、又は回覧及びちはら台地区自治会連合会ホームページ（以下ホームページと称する）により、継続的に会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、本会を構成する全ての自治会会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得することが可能なものとする。

- 2 本会が会員又は会員になろうとするものから取得する個人情報は、本会運営に必要な、名簿作成などに必要な、氏名（家族、同居人を含む）、住所、電話番号、メールアドレスのほか、災害時及び防疫上における避難等支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。

- 2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、既に名簿などとしてすでに会員に配布もしくは広報誌に記載したのに対しては、削除の連絡、通知をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、各種議案書その他文書の送付など
- (2) 役員、各自治会会長名簿及び評議員名簿の作成
- (3) 会員相互の親睦を深める活動
- (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動
- (5) 防疫対応及び災害時における要援護者の支援活動

(管理者)

第7条 本会における収集した個人情報の管理者は、ちはら台地区自治会連合会会長とする。

(取扱者)

第8条 本会における個人情報法の取扱者は会長から指定された役員並びに事務局員とし、適正に保管、取扱するものとする。

2 各自治会長、事務局員などの名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理する。

3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに確実に廃棄するものとする。

(提供)

第9条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは千葉県、市原市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 個人情報のうち役員に関するもので、市原市、市原市町会長連合会、個々の本会構成自治会又はこれらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(改正)

第10条 本規程の改正は、総会の議決、もしくは定例及び臨時の自治会長会において諮り、その出席者が定数の2/3以上の条件において半数以上の合意により行うものとする。

附則

この規程は、令和4年6月26日から施行する。